

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成23年5月6日(2011.5.6)

【公開番号】特開2011-9177(P2011-9177A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2009-154430(P2009-154430)

【国際特許分類】

H 01 M 2/10 (2006.01)

B 60 K 1/04 (2006.01)

【F I】

H 01 M 2/10 S
B 60 K 1/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年3月16日(2011.3.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

車両の幅方向両側であって、車両前後方向に延在する車両サイドメンバーに沿って固定する左右一対のサイドフレームと、

左右のサイドフレームのフロント側端部間に架設したフロントフレームと、リア側端部間に架設したリアフレームとを有し、

フロントフレームとリアフレーム間に架設したベースフレームを有し、

ベースフレームは電池モジュールを載置するためのものであり、前記サイドフレームはアルミ押出材で製作してあり、且つ車両サイドメンバーに固定する固定プラケット部を一体的に形成したことを特徴とする車両用電池モジュールの車両搭載フレーム構造体。

【請求項2】

前記フロントフレーム及びリアフレームは、アルミ押出材で製作してあり、ベースフレームの両端部を架設する架設プラケットを一体的に形成したことを特徴とする請求項1記載の車両用電池モジュールの車両搭載用フレーム構造体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明に係る車両用電池モジュールの車両搭載用フレーム構造体は、車両の幅方向両側であって、車両前後方向に延在する車両サイドメンバーに沿って固定する左右一対のサイドフレームと、左右のサイドフレームのフロント側端部間に架設したフロントフレームと、リア側端部間に架設したリアフレームとを有し、フロントフレームとリアフレーム間に架設したベースフレームを有し、ベースフレームは電池モジュールを載置するためのものであり、前記サイドフレームはアルミ押出材で製作してあり、且つ車両サイドメンバーに固定する固定プラケット部を一体的に形成したことを特徴とする。

ここで、車両サイドメンバーとは車体の骨組材をいう。

本明細書においては、車両の前側をフロント側と称し、車両の幅方向を左右方向と表現する。